

日本先天異常学会  
認定生殖発生毒性専門家規定

第1条 目的

日本先天異常学会(The Japanese Teratology Society)は、生殖発生毒性領域の研究に携わる質の高い専門家を育成することにより、化学物質等(医薬品、農薬、環境化学物質等)を対象とした生殖発生毒性試験の科学性及び信頼性を向上させ、生殖発生研究の進歩に寄与するため、生殖発生毒性専門家(Japanese Teratology Society-approved Reproductive and Developmental Toxicologist、RDTと略す)を認定する。

本規定は、生殖発生毒性専門家の資格認定に必要な事項を定める。

第2条 資格審査委員会

資格審査業務を行うために、日本先天異常学会内に資格審査委員会を設置する。委員会に関する細則は別に定める。

第3条 認定試験

1. 日本先天異常学会認定生殖発生毒性専門家の認定を受ける者は、学会が定める書類審査による受験資格の基準に達し、認定試験に合格しなければならない。
2. 書類審査においては、下記の全ての基準を満たしていなければならない。  
出願時に3年以上継続して日本先天異常学会の会員であること。  
6年制大学卒業者(大学院を含む)は5年以上、4年制大学卒業者は7年以上、それ以外の者はこれに準ずる年数の生殖発生毒性領域における実績を有する者であること。  
別表に定める受験資格評点基準に従って総合点が80点以上に達していること。
3. 認定試験は原則として年1回実施し、筆記試験とする。
4. 受験料は3万円とする。
5. 認定試験実施細則は別に定める。

第4条 認定

1. 理事会は、資格審査委員会の推薦に基づき生殖発生毒性専門家を認定する。
2. 認定された者は、認定料を支払わなければならない。認定料は2万円とする。
3. 認定資格取得後5年毎に資格の更新を行う。資格更新に関する細則は別に定める。
4. 生殖発生毒性専門家として適格でない事由が生じた場合は、認定を取り消すことがある。

## 第5条 合格者の公示

1. 認定試験の合格者名は学会ホームページに公示する。

## 第6条 その他

この規定の改訂は、理事会、評議員会及び総会の承認を得るものとする。

## 附則

この規定は平成12年7月13日から施行する。

平成16年7月16日一部改正

平成17年7月15日一部改正

## 別表 生殖発生毒性専門家受験資格のための評点基準

	項目	参加	発表	項目別 最大点
論文	Congenital Anomalies に掲載された論文 Birth Defects Research (旧 Teratology を含む) 誌など海外の主要学術誌に掲載された生殖発生毒性関連の論文 <sup>a</sup> その他の生殖発生毒性関連の論文		20(5) / 件 6(3) / 件 2(1) / 件	50
学会活動	日本先天異常学会学術集会 IFTTS 所属の他学会 <sup>b</sup>	5 / 回	10(5) / 件	50
学会主催講習会		20 / 回		60

a: Birth Defects Research (旧 Teratology, Teratogenesis Carcinogenesis and Mutagenesis を含む) Reproductive Toxicology, Toxicology and Applied Pharmacology, Toxicology Letters, Toxicology など

b: Teratology Society, European Teratology Society 及び Australian Teratology Society  
参加証あるいは要旨のコピー提出

括弧内の数字は共同発表者である場合の点数